

# 一般社団法人日本エデュバイト協会

## 定款

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条-第 2 条）
  - 第 2 章 目的及び事業（第 3 条-第 4 条）
  - 第 3 章 会員（第 5 条-第 10 条）
  - 第 4 章 社員総会（第 11 条-第 18 条）
  - 第 5 章 役員（第 19 条-第 28 条）
  - 第 6 章 理事会（第 29 条-第 34 条）
  - 第 7 章 資産及び会計（第 35 条-第 38 条）
  - 第 8 章 定款の変更、解散及び精算（第 39 条-第 42 条）
  - 第 9 章 運営と組織（第 43 条-第 47 条）
  - 第 10 章 公告の方法（第 48 条）
  - 第 11 章 情報公開及び個人情報の保護（第 49 条-第 50 条）
  - 第 12 章 雑則（第 51 条-第 52 条）
- 附則

# 一般社団法人日本エデュバイト協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当協会は、一般社団法人日本エデュバイト協会と称し、英文では、JAPAN EDU-BEIT ASSOCIATION (JEBA) と表記する。

(事務所)

第2条 当協会は、主たる事務所を京都市に置く。

2 当協会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当協会は、青少年の能力開発とグローバル・グローバル人財育成のため、教育的要素を取り入れた新しい形の有給インターンシップであるエデュバイトを推進し、課題解決に向けたリーダーシップの練磨や産学官連携での社会人基礎力の涵養を通じて地域・国家・国際社会に貢献するボランティア精神を育むことにより、豊かな感性や思いやりに満ちた志のある若者が世界に誇れる日本を創り出す礎となることを目的とする。

(事業)

第4条 当協会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) エデュバイトグランプリの企画運営
- (2) エデュバイト導入企業の開発
- (3) 新卒採用ソリューションの提供（有料職業紹介事業）
- (4) 7Sボランティア活動の実践
- (5) 日本型人材育成モデルの確立
- (6) その他、当協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 会員

#### (会員の種別)

第5条 当協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当協会の目的と事業に賛同し、入会した、学生の育成及びイベントや事業への参加を行う個人又は団体
- (2) 特別会員 当協会の事業に関するアドバイスやサポート、運営に関する指導や助言を行う個人又は団体
- (3) 賛助会員 正会員及び特別会員以外で当協会の活動への協賛や事業への参加・後方支援を行う個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

#### (会員の資格の取得)

第6条 当協会の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

第7条 当協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

#### (任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があると

きは、その社員総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第19条 当協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 19名以上45名以内
- (2) 監事 4名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、15名以内を副会長、専務理事及び常務理事とすることがで

きる。

- 4 前二項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

#### （役員を選任）

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### （役員親族等割合の制限）

第 21 条 当協会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 2 当協会の監事には、当協会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び当協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

#### （理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当協会を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、当協会の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### （監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、社員総会の決議により別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(取引制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当協会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当協会との取引

(3) 当協会がその理事の債務を保証とすることその他理事以外の者との間における当協会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除及び限定)

第28条 当協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から同法第113条第1項に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当協会は、非業務執行理事等（同法第115条第1項に規定する理事及び監事をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、前項の最低責任限度額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 当協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令で定められた事項

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故あるときは、理事の互選により、議長の職を担う者を決定する。



(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 当協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(基金)

第36条 当協会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当協会が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、定時社員総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 当協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類につ

いては承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第40条 当協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第41条 当協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

（剰余金の非分配）

第42条 当協会は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 運営と組織

### (事務局)

第43条 当協会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### (顧問及び相談役)

第44条 当協会に、任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問及び相談役の報酬は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### (実行委員会)

第45条 会長は、第4条の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、実行委員会を置くことができる。

2 実行委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### (アドバイザー会議)

第46条 当協会に、次の各号を行うためアドバイザー会議を置くことができる。

(1) 当協会の事業活動に協力し当協会を支援するため、定期または随時に所要の助言を行うこと

(2) 理事会から諮問された事項について広範な見地から参考意見を述べること

2 前項の会議は、有識者をもって構成し、理事会において選任及び解任する。

3 第1項の会議の運営の細則は、理事会において定める。

### (支部名称許諾)

第47条 当協会は、エデュバイト事業を促進するため、別に定める基準により、任意の団体又は法人が日本エデュバイト協会の支部の呼称を使用することを許諾する。

2 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 当協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第49条 当協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、法令の定めるところによる。

(個人情報の保護)

第50条 当協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令の定めるところによる。

## 第12章 雑則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、当協会の運営に必要な規程等については、理事会の決議により別に定める。

(準拠法)

第52条 この定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

附 則

1 当協会の最初の事業年度は、当協会の成立の日から平成28年3月31日までとする。

2 当協会の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

氏名 株式会社成基

住所 京都府京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町 265 番地 2 SCG ビル

氏名 株式会社成基総研

住所 京都府京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町 265 番地 2 SCG ビル

3 当協会の設立時役員は次の通りである。

設立時理事 佐々木 喜一

設立時理事 岩井 良明

設立時理事 走 孝夫

設立時理事 南野 寿樹

設立時理事 大澤 一通

設立時理事 中園 佳幸

設立時理事 佐々木 裕子

設立時理事 荒木 茂

設立時理事 小野 慶子

設立時理事 築部 征蔵

設立時理事 杉山 靖広

設立時理事 仲山 徹

設立時理事 小山 英樹

設立時理事 寺田 威

設立時理事 松田 明久

設立時理事 中野 隆之

設立時理事 清水 健佑

設立時理事 岩池 美千代

設立時理事 乾 真大

設立時理事 平野 健大

設立時理事 大村 伸介

設立時理事 竹原 英和

設立時理事 新名 亮平

設立時理事 岡崎 一平

設立時理事 橋本 篤

設立時理事 上中 崇志

設立時理事 西原 由純

設立時理事 福永 慧

設立時監事 吉井 英雄

4 当協会の設立時代表理事は次の通りである。

設立時代表理事 佐々木喜一

以上、一般社団法人日本エデュバイト協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 27 年 12 月 7 日

設立時社員 株式会社成基 代表取締役 佐々木喜一

設立時社員 株式会社成基総研 代表取締役 佐々木喜一